

令和6年度 介護報酬改定に伴う経過措置一覧

(市が指定権者であるサービスのみ)

対象サービス 内容			地域密着型（介護予防）サービス										総合事業			
			定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	地域密着型通所介護	(予防) 認知症対応型通所介護	(予防) 小規模多機能型居宅介護	(予防) 認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	看護小規模多機能型居宅介護	居宅介護支援	介護予防支援	指定相当訪問型サービス(A2)	指定相当通所型サービス(A6)	指定訪問型サービス(A3)
1	R7.4.1~	重要事項のウェブサイトへの掲載	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2	R7.4.1~	身体的拘束等の適正化					●				●					
3	R9.4.1~	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置					●	●	●	●	●					
4	R9.4.1~	協力医療機関との連携								●						

対象の事業所におかれましては、遺漏のないように対応をお願いします。

【概要】

1 重要事項のウェブサイトへの掲載 令和7年4月1日~

運営規程の概要、訪問介護員等の従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項のウェブサイトへの掲載が義務付けられます。

2 身体的拘束等の適正化 令和7年4月1日~

身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じることが義務付けられます。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

3 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置 令和9年4月1日～

業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催することが義務付けられます。

4 協力医療機関との連携 令和9年4月1日～

入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。